

### 令和3年

## 【父の時の遺産分割で不満があった場合、母の遺産分割で調整できる?】

父が亡くなった時の遺産分割で、不満のある分け方(不公平な分け方)をした場合、母の遺産分割のときに、 その調整はできるのでしょうか?

父の相続の時に、多くもらった子が「お父さんの時はもらい過ぎたから」と、自ら譲歩してくれればよいので すが、そうでない場合は難しいです。

なぜなら、父の遺産の分割と母の遺産の分割は、「別なもの」だからです。父の遺産と母の遺産を一体のも のとは考えませんので、遺産分割調停などで「お父さんの時に、兄は多くもらったから、今度は私の方が多く もらう権利がある」と単に主張しても、その主張はまず通りません。

先に亡くなった親の遺産分割の際に、不公平な分け方をし、不満がある。まだ生きている親が亡くなった時 の遺産分割の時には、その分を調整させてもらいたい、と考えている場合、取り得る手段としては、遺言を書 いてもらうことが挙げられます。まだ生きている親に、不公平を調整する内容での遺言を書いてもらうのです。

ただし、遺言を書くことを強制することはできませんので、ご注意を。また、たとえ無理強いして書かせたと ころで、無意味です。本人は、先に書いた遺言を撤回して書き直すことが可能だからです。

あくまで、「あれは不公平だったよね。」と親に納得してもらったうえで、遺言を書いてもらうよう、お願いして くださいね。

### 【遺言の有効・無効について訴訟になった場合は 遺産分割できるまでにかなりの時間がかかる】

遺言の有効性について争う(遺言無効確認請求訴訟)ことと なった場合には、最終的に遺産分割できるまでにかなりの時間 がかかることを覚悟してください。

まず、遺言無効確認請求訴訟を提起するまでに数か月、第一 審で2~3年。控訴審、上告審まで争うとなると更に長期化しま す。

仮に遺言の無効が認められた場合には、遺産分割協議となり ます。が、遺言の有効性を争った段階で紛争状態となっていま すので、必然的に遺産分割協議も裁判所で調停や審判というこ とになってきます。結果として、遺産分割協議が成立するまでに は、かなりの年数がかかってしまうのです。

#### 発行元



〒354-0034

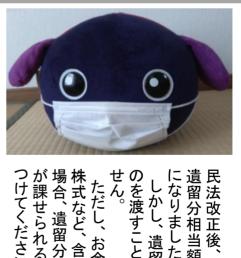
富士見市上沢1-24-6メゾネット上沢B102 大曽根行政書士事務所

TEL:049-290-7633 FAX:049-270-1710 営業時間9時~17時 土日祝日も営業してます。 初めてのご相談は無料です。駐車場有。





https://office-osone.com/



せん。 変 が場株式な 詸せられる可能性台、遺留分を払っ₁式など、含み益の1 すことまでは禁止されてはいまし、遺留分として、お金でないも 遺留分として、 払った人に譲渡所得金のある物を交付-物に を不 動 付産 気得しを税た

額

金

の遺

※銭を請求できるだけ「分を請求する人は、

# 【互助会、お墓のことなど、準備してある ことの情報は必ず親族に伝えておこう】

これも弁護士事務所に勤めていた時の話です。

相続人がいない相続財産管理人事件や、甥姪と言った相続人はいるけれども、全くの一人暮らしだった人の相続手続の手伝いをするなどの場合、亡くなった人の家に入って、遺産に関する情報を探します。

遺産には現金・預貯金・株式といったプラスの財産の他、 未払の新聞代、水道光熱費、家賃、その他もろもろの負債 もありますよね。

手続き漏れのないよう調査しないといけませんが、全く見ず知らずの他人の家ですから、どこに何があるかわかりません。

なので、家の中をくまなく探して、定期預金証書など明らかな遺産の他、遺産の手がかりが載っていそうな書類・手紙などをまとめて事務所に持ち帰ります。

そうやって持ち帰ったものを一つひとつ調べていくと、時 折、その中に互助会の証書が見つかることがあります。 自分の葬儀の時に困らないように、と積み立てているので すね。

弁護士事務所に上記のような遺産整理の仕事が持ち込まれるのは葬儀などとつくに終わった後です。

互助会のことを故人の親族に尋ねると「そんなこと知らなかったから、葬儀費用を立て替えた。」という返事がかえってきます。 葬儀代を積み立てていた事などを親族の誰にも話していないのですね。

おそらく「あまり付き合いのない親族に迷惑をかけたくないから」と考えて準備しておいたのだと思います。が、情報を伝えておかなかったために、準備しておいたことが無意味になってしまっていました。

その後互助会には連絡し、お金は戻ってきましたが、解 約手数料が差し引かれました。

近年は、互助会だけでなく、お墓も準備されている方もい らっしゃいますよね。

「情報を伝えるにはまだ早いかも」と思わず、葬儀をやってくれることになるであろう親族には早めに情報を伝えておいた方がよいかなと思います。

# 大事なものはどこに?





